

電子決済等代行業者との接続に係る基準

あおぞら銀行(以下「当行」といいます)は、下記で認められる電子決済等代行業者について、以下の基準(1. セキュリティ要件、2.コンプライアンス要件、3. その他必要な事項)、および別途提示する詳細な基準に合致することを前提に接続を行うものとします。

- ・当行の定める「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」に合致する
- ・当行のお客様の利便性向上に資する

1. セキュリティ要件

当行は、電子決済等代行業者に対して以下のセキュリティに関する態勢を整備しているかを確認いたします。

- (1) 情報・セキュリティ管理態勢
 - ・セキュリティ管理責任の所在と対象範囲の明確化
 - ・セキュリティ管理ルールの整備
 - ・セキュリティ管理態勢の定着化、役職員への周知
 - ・役職員との情報資産の非開示契約等の締結・就業規則等における安全管理措置の整備
 - ・電子決済等代行業者と当行の双方が協力してセキュリティ対策の高度化に取り組む態勢の整備
- (2) 外部委託先管理
 - ・外部委託を行う場合における、外部委託管理態勢の整備
- (3) コンピュータ設備管理
 - ・コンピュータ設備面での適切な情報漏洩対策の実施
- (4) オフィス設備管理
 - ・オフィス設備面での適切な情報漏洩対策の実施
- (5) システム開発・運用管理
 - ・システムアクセスに関する管理態勢の整備
 - ・システム変更管理態勢の整備
 - ・外部からの不正アクセスの検知・防止措置、問題発生時の態勢整備
- (6) サービスシステムのセキュリティ機能
 - ・データの種類・内容に応じた管理策の実施

2. コンプライアンス要件

当行は、電子決済等代行業者に対して以下のコンプライアンス態勢及び利用者保護態勢を整備しているかを確認いたします。

- (1) コンプライアンス態勢
 - ・法務またはコンプライアンス等の法令遵守態勢を所管する部門の設置
 - ・業務執行を監査する内部監査部門の設置
 - ・事務ミスまたはコンプライアンス違反が生じた場合の社内規則等の制定
 - ・個人情報に関する取扱規定の制定

- ・法令等遵守態勢に係る適切な教育態勢の整備
 - ・反社会的勢力排除態勢の整備
- (2) 利用者保護態勢
- ・利用者からの苦情の処理方法の整備
 - ・利用者の被害拡大を未然に防止する態勢の整備
 - ・個人情報の取扱について、金融庁・個人情報保護委員会が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」への準拠

3. その他必要な事項

当行は、電子決済等代行業者に対してその他必要なものとして定める基準として以下の事項を確認いたします。

- (1) 財務状況
- ・債務超過でなく、審査時点における資産内容等に照らし、今後も健全な財務状態が維持されると見込まれること
- (2) 契約の締結
- ・一般社団法人全国銀行協会等の定める標準契約に準拠した内容の契約を締結すること
- (3) 事業形態および内容
- ・会社法上の株式会社または持分会社であること
 - ・電子決済等代行業者自身、および親会社、子会社、関連会社が反社会的勢力ではないこと、また、公序良俗に反する事業を営んでいないこと
- (4) 事故発生時の賠償対応
- ・利用者の補償対応を的確に行う態勢を整備するとともに、電子決済等代行業者として行う事業の内容に応じて、事故発生時の利用者への適切な賠償のため、個人情報漏えい保険等の責任保険へ加入しているか、または他の手段により対応資力を有していること
- (5) 接続基準の継続的な充足
- ・当行との接続後も継続的に行われる接続基準への適合性調査に協力し、基準を充足すること
- (6) 接続基準更新時における一定期間内での対応
- ・接続基準が改定された場合、一定期間内に対応すること

以上